

募集要項の変更点

修正箇所	変更前	変更後																												
共通編																														
1 施設の概要（聚楽保育所及びじゅらく児童館） ③ じゅらく児童館の学童クラブ登録状況（平成31年4月1日現在） （P 1）	ア 児童館 <table><tr><td>1 年</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>4 年</td><td>5 年</td><td>6 年</td><td>合計</td></tr><tr><td>2 5 人</td><td>2 2 人</td><td>1 3 人</td><td>6 人</td><td>4 人</td><td>2 人</td><td>6 8 人</td></tr></table>	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	2 5 人	2 2 人	1 3 人	6 人	4 人	2 人	6 8 人	ア 児童館 <table><tr><td>1 年</td><td>2 年</td><td>3 年</td><td>4 年</td><td>5 年</td><td>6 年</td><td>合計</td></tr><tr><td>2 5 人</td><td><u>1 8 人</u></td><td>1 3 人</td><td>6 人</td><td>4 人</td><td>2 人</td><td>6 8 人</td></tr></table>	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	2 5 人	<u>1 8 人</u>	1 3 人	6 人	4 人	2 人	6 8 人
1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計																								
2 5 人	2 2 人	1 3 人	6 人	4 人	2 人	6 8 人																								
1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計																								
2 5 人	<u>1 8 人</u>	1 3 人	6 人	4 人	2 人	6 8 人																								
1 施設の概要（聚楽保育所及びじゅらく児童館） 聚楽保育所（施設1階部分）見取図 （P 3）	（追加）	※ 園庭開放において利用。 おもちゃなどの環境を整え、未就学児の親子がゆっくり、ほっこりあそべるスペース。																												
3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。） 選定スケジュール（予定） （P 5）	（※1）申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合は、書面審査の実施前の段階で、審査の対象外とすることがあります。	（※1）提出書類様式C「移管後の運営に係る基本事項確認票」に記載している基本事項を遵守していただけない（全ての項目にチェックがない）場合は、書面審査の実施前の段階で、審査の対象外となります。																												
4 質疑及び申請方法 （1）質疑及び回答 イ 質疑の方法 （P 6）	質疑の方法 質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただくか、持参してください。	質疑の方法 質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただくか、<u>お持ちください</u>。																												
	提出期間及び場所 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）	提出期間及び場所 <u>お持ちになる場合は</u>、午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）																												
4 質疑及び申請方法 （2）申請方法 ア 提出書類 （P 6）	共一別紙1「提出書類一覧」のほか、「2 保育所編」及び「3 児童館編」で指定する書類	後掲（共一別紙1）の「提出書類一覧」のほか、 <u>本要項の「2 保育所編」及び「3 児童館編」</u> で指定する書類																												

修正箇所	変更前	変更後																								
4 質疑及び申請方法 (2) 申請方法 ウ 提出方法 (P 6)	持参に限ります。 ※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ御来庁ください。	<u>直接提出</u> に限ります。 ※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ <u>来庁</u> してください。																								
4 質疑及び申請方法 (5) 著作権の帰属等 ウ 提出方法 (P 7)	また、京都市は候補者の決定後、聚楽保育所及びじゅらく児童館を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）が希望する場合、候補者の事業計画書等申請書類の内容を保護者に公開することとし、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。	また、 <u>本市</u> は候補者の決定後、聚楽保育所及びじゅらく児童館を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）が希望する場合、候補者の事業計画書等申請書類の内容を保護者に公開することとし、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。																								
5 聚楽保育所の民間移管及び じゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項 (P 9)	(参考) 土地貸付料、建物譲渡額及び備品譲渡額について（見込み） <table border="1"> <tr> <td>土地貸付料(年間)</td><td>※1</td><td>約 1 4 3 万円</td></tr> <tr> <td>建物譲渡額</td><td></td><td>約 1 4 4 0 万円</td></tr> <tr> <td>(法人等負担額)</td><td></td><td>(約 3 3 3 万円)</td></tr> <tr> <td>備品譲渡額</td><td>※2</td><td>約 5 2 万円</td></tr> </table>	土地貸付料(年間)	※1	約 1 4 3 万円	建物譲渡額		約 1 4 4 0 万円	(法人等負担額)		(約 3 3 3 万円)	備品譲渡額	※2	約 5 2 万円	(参考) 土地貸付料、建物譲渡額及び備品譲渡額について（見込み） <table border="1"> <tr> <td>土地貸付料(年間)</td><td>※1</td><td>約 1 4 3 万円</td></tr> <tr> <td>建物譲渡額</td><td></td><td>約 1 4 4 0 万円</td></tr> <tr> <td>(<u>事業者負担額</u>)</td><td></td><td>(約 3 3 3 万円)</td></tr> <tr> <td>備品譲渡額</td><td>※2</td><td>約 5 2 万円</td></tr> </table>	土地貸付料(年間)	※1	約 1 4 3 万円	建物譲渡額		約 1 4 4 0 万円	(<u>事業者負担額</u>)		(約 3 3 3 万円)	備品譲渡額	※2	約 5 2 万円
土地貸付料(年間)	※1	約 1 4 3 万円																								
建物譲渡額		約 1 4 4 0 万円																								
(法人等負担額)		(約 3 3 3 万円)																								
備品譲渡額	※2	約 5 2 万円																								
土地貸付料(年間)	※1	約 1 4 3 万円																								
建物譲渡額		約 1 4 4 0 万円																								
(<u>事業者負担額</u>)		(約 3 3 3 万円)																								
備品譲渡額	※2	約 5 2 万円																								
6 候補者の選定等 (1) 候補者の選定方法 (P 9～10)	候補者の選定に当たっては、「2 保育所編」及び「3 児童館編」に記載のとおり、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が候補者として選定します。 書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがあります。また、保育所に係る審査における申請書類中の移管後の運営に係る基本事項を遵守いただけない場合は、書類審査の実施前の段階で、審査の対象外とすることがあります。	候補者の選定に当たっては、 <u>本要項</u> の「2 保育所編」及び「3 児童館編」に <u>基づき</u> 、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が候補者として選定します。 <u>申請者が多数の場合は、書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがあります。また、提出書類C「移管後の運営に係る基本事項確認票」に記載している基本事項を遵守していただけない（全ての項目にチェックがない）場合は、書類審査の実施前の段階で、審査の対象外となります。</u>																								

修正箇所	変更前	変更後																																																																
6 候補者の選定等 (1) 候補者の選定方法 (P 10)	<table><tr><td></td><td>運営実績に係る配点</td><td>事業計画に係る配点</td><td>計</td></tr><tr><td colspan="4">保育所に係る審査</td></tr><tr><td>書面審査</td><td>2 5 点</td><td>7 5 点</td><td>1 0 0 点</td></tr><tr><td>実地審査</td><td>5 0 点</td><td>－</td><td>5 0 点</td></tr><tr><td>小計</td><td>7 5 点</td><td>7 5 点</td><td>1 5 0 点</td></tr><tr><td colspan="4">児童館に係る審査</td></tr><tr><td>書面審査</td><td></td><td></td><td>1 0 0 点</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>合計 2 5 0 点</td></tr></table>		運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計	保育所に係る審査				書面審査	2 5 点	7 5 点	1 0 0 点	実地審査	5 0 点	－	5 0 点	小計	7 5 点	7 5 点	1 5 0 点	児童館に係る審査				書面審査			1 0 0 点				合計 2 5 0 点	< (参考) 審査の配点 > <table><tr><td></td><td>運営実績に係る配点</td><td>事業計画に係る配点</td><td>計</td></tr><tr><td colspan="4">保育所に係る審査</td></tr><tr><td>書面審査</td><td>2 5 点</td><td>7 5 点</td><td>1 0 0 点</td></tr><tr><td>実地審査</td><td>5 0 点</td><td>－</td><td>5 0 点</td></tr><tr><td>小計</td><td>7 5 点</td><td>7 5 点</td><td>1 5 0 点</td></tr><tr><td colspan="4">児童館に係る審査</td></tr><tr><td>書面審査</td><td></td><td></td><td>1 0 0 点</td></tr><tr><td colspan="3"></td><td>合計 2 5 0 点</td></tr></table>		運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計	保育所に係る審査				書面審査	2 5 点	7 5 点	1 0 0 点	実地審査	5 0 点	－	5 0 点	小計	7 5 点	7 5 点	1 5 0 点	児童館に係る審査				書面審査			1 0 0 点				合計 2 5 0 点
	運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計																																																															
保育所に係る審査																																																																		
書面審査	2 5 点	7 5 点	1 0 0 点																																																															
実地審査	5 0 点	－	5 0 点																																																															
小計	7 5 点	7 5 点	1 5 0 点																																																															
児童館に係る審査																																																																		
書面審査			1 0 0 点																																																															
			合計 2 5 0 点																																																															
	運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計																																																															
保育所に係る審査																																																																		
書面審査	2 5 点	7 5 点	1 0 0 点																																																															
実地審査	5 0 点	－	5 0 点																																																															
小計	7 5 点	7 5 点	1 5 0 点																																																															
児童館に係る審査																																																																		
書面審査			1 0 0 点																																																															
			合計 2 5 0 点																																																															
6 候補者の選定等 (2) 選定結果 (P 10)	(2) 審査結果 候補者の選定は、令和元年●月●旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。	(2) 選定結果 候補者の選定は、令和元年●月●旬の予定です。選定結果については、申請者全員に文書で通知します。																																																																
(共一別紙 1)																																																																		
提出書類一覧 冒頭	事業者の概要・財務状況等 ◎記名で作成してください。	申請者の概要・財務状況等																																																																
提出書類一覧 ①	申請者、申請する施設の名称	申請者																																																																
提出書類一覧 ②	申請資格及び事業者の連絡先	申請資格及び申請者の連絡先																																																																
提出書類一覧 ③	事業者の概要	申請者の概要																																																																
提出書類一覧 ⑤	最新の定款、規約、寄付行為	最新の定款、規約、寄附行為																																																																
提出書類一覧 ⑧	現在運営している保育園の状況	現在運営している保育園等の状況																																																																

修正箇所	変更前	変更後																																				
提出書類一覧 ⑩	<table border="1"> <tr> <td>⑩</td><td>納税証明書等</td><td></td><td>各税、料金等の未納のないことの証明書</td></tr> <tr> <td></td><td>(1), (2), (3)のみ※</td><td>—</td><td>(1) 国税（法人税及び消費税） (2) 市税（法人市民税及び固定資産税） * 社会福祉法人及び宗教法人については、法人（市民）税及び消費税の課税対象となる事業を行っていない場合、固定資産税の課税対象となる不動産を所有していない場合は提出不要です。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>—</td><td>(3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 * 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>D</td><td>(代表者の住所が本市である場合のみ)</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>—</td><td>(4) 国税（所得税）</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>—</td><td>(5) 市税（市民税及び固定資産税）</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>D</td><td>(6) 水道料金・下水道使用料納付証明書</td></tr> </table>	⑩	納税証明書等		各税、料金等の未納のないことの証明書		(1), (2), (3)のみ※	—	(1) 国税（法人税及び消費税） (2) 市税（法人市民税及び固定資産税） * 社会福祉法人及び宗教法人については、法人（市民）税及び消費税の課税対象となる事業を行っていない場合、固定資産税の課税対象となる不動産を所有していない場合は提出不要です。			—	(3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 * 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。			D	(代表者の住所が本市である場合のみ)			—	(4) 国税（所得税）			—	(5) 市税（市民税及び固定資産税）			D	(6) 水道料金・下水道使用料納付証明書	<table border="1"> <tr> <td>⑩</td><td>納税証明書等</td><td></td><td>(1) 国税（法人税及び消費税） 未納のないことの証明書</td></tr> <tr> <td></td><td>(1), (2)のみ※ (注)前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名押印があるもの）を提出してください。</td><td>D</td><td>(2) 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税）(1), (2)については平成31年1月1日以降に発行された直近2年分の原本を提出してください。 (3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。</td></tr> </table>	⑩	納税証明書等		(1) 国税（法人税及び消費税） 未納のないことの証明書		(1), (2)のみ※ (注)前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名押印があるもの）を提出してください。	D	(2) 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税）(1), (2)については平成31年1月1日以降に発行された直近2年分の原本を提出してください。 (3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。
⑩	納税証明書等		各税、料金等の未納のないことの証明書																																			
	(1), (2), (3)のみ※	—	(1) 国税（法人税及び消費税） (2) 市税（法人市民税及び固定資産税） * 社会福祉法人及び宗教法人については、法人（市民）税及び消費税の課税対象となる事業を行っていない場合、固定資産税の課税対象となる不動産を所有していない場合は提出不要です。																																			
		—	(3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 * 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。																																			
		D	(代表者の住所が本市である場合のみ)																																			
		—	(4) 国税（所得税）																																			
		—	(5) 市税（市民税及び固定資産税）																																			
		D	(6) 水道料金・下水道使用料納付証明書																																			
⑩	納税証明書等		(1) 国税（法人税及び消費税） 未納のないことの証明書																																			
	(1), (2)のみ※ (注)前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名押印があるもの）を提出してください。	D	(2) 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税）(1), (2)については平成31年1月1日以降に発行された直近2年分の原本を提出してください。 (3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。																																			
保育所編																																						
別添1 聚楽保育所の児童 受入実績	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">平成30年度</th></tr> <tr> <th>4月1日</th><th>3月1日</th></tr> <tr> <td>8</td><td>9</td></tr> <tr> <td>19</td><td>19</td></tr> <tr> <td>19</td><td>18</td></tr> <tr> <td>21</td><td>20</td></tr> <tr> <td>23</td><td>23</td></tr> <tr> <td>24</td><td>24</td></tr> <tr> <td>113</td><td>113</td></tr> </table>	平成30年度		4月1日	3月1日	8	9	19	19	19	18	21	20	23	23	24	24	113	113	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">平成30年度</th></tr> <tr> <th>4月1日</th><th>3月1日</th></tr> <tr> <td>8</td><td>9</td></tr> <tr> <td>18</td><td>19</td></tr> <tr> <td>19</td><td>18</td></tr> <tr> <td>21</td><td>20</td></tr> <tr> <td>23</td><td>23</td></tr> <tr> <td>24</td><td>24</td></tr> <tr> <td>113</td><td>113</td></tr> </table>	平成30年度		4月1日	3月1日	8	9	18	19	19	18	21	20	23	23	24	24	113	113
平成30年度																																						
4月1日	3月1日																																					
8	9																																					
19	19																																					
19	18																																					
21	20																																					
23	23																																					
24	24																																					
113	113																																					
平成30年度																																						
4月1日	3月1日																																					
8	9																																					
18	19																																					
19	18																																					
21	20																																					
23	23																																					
24	24																																					
113	113																																					
申請書類（共通編）																																						
【様式A】	聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る申請書 事業者の概要・財務状況等に関する書類 1 申請資格及び事業者の連絡先	京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託に係る申請書 申請者の概要・財務状況等に関する書類 1 申請資格及び申請者の連絡先																																				
【様式B】	申請資格及び事業者の連絡先 2 事業者の連絡先	申請資格及び申請者の連絡先 2 申請者の連絡先																																				
【様式D】	<変更の趣旨> 市営保育所の民間移管用の様式となっていたため、京都市聚楽保育所の民間移管及び京都市じゅらく児童館の事業委託用として、指定管理者選定における募集要項に準じて修正。																																					